

## 資料一2

資料一2 第54回河川保全利用委員会審議事項の整理表

審議事項	第54回河川保全利用委員会(H31.1.29)審議内容 (主な委員意見、決定した事項及び継続して検討する事項)	第54回委員会での審議結果	第55回河川保全利用委員会 審議内容	第55回委員会 配布資料
3. 議事 1)第53回委員会活動の整理事項	●「資料一2 第53回河川保全利用委員会 審議事項の整理表」にて審議事項を確認し、承認した。	—	—	—
	●(1)野洲川改修記念公園に関する申請説明書の説明及び(2)審査結果一覧表の説明について、「占用許可申請説明書、資料-3 野洲川改修記念公園前回意見書(抜粋)、資料-4 審査結果一覧表」にて説明を受け、(3)更新申請に係る審議を行った	—	—	—
2)野洲川改修記念公園の更新申請に係る審議	<p>【審査区分Bについて】            •B12適正面積については「ゲートボール場の利用は少ないが、一方で、他目的での利用の要望が高いことから、ゲートボール場を多目的広場に転用することが検討されている。だから、占用面積としては問題はない」という意味合いにすればどうか。</p> <p>【審査区分Cについて】            •利用状況について、サッカー場とグラウンドゴルフ場がかなりきつちりと状況把握しているのはすごいと思っている一方で、利用が少ないと言われているゲートボール場については全く言及がない。ゼロなのかも少しあるが把握できる状況にないのかというところがわからないが、比較できればよかったです。            ⇒現地で守山市から説明があったが、守山市ゲートボール連盟が平成27年頃に解散したため、それ以降は使用されていない、まさにゼロであるという説明があった。(河川管理者)            •今の利用状況はサッカー、グラウンドゴルフ以外は確認のしようがないという感じかと思う。通常の散策などもカウントできればいいが、具体的には書きにくいので概ね把握されているという理解かと思う。</p>	<p>•提出された意見は事務局にて整理し、資料-4の「委員会による審査の判断(案)」を事務局で記載する。</p> <p>•次回委員会では「委員会による審査の判断(案)」、「意見書(案)」を議論し、意見書を確定したい。</p>	<p>•審査表により各項目の委員会による審査の判断(案)を確認するとともに、意見書の意見・要望への反映について審議を行う。</p>	資料-3 資料-4 資料-4-1
4. 委員会の今後のスケジュール	●「資料-5 今後のスケジュールについて」により説明を受けた。	—	—	—
5. 一般傍聴者からの意見聴取	なし	—	—	—
6. その他	なし	—	—	—

## 審査表

審査区分	審査項目	審査細目	審査内容の説明	判断のポイント (抜粋)	野洲川改修記念公園(守山市)			
					前回審査(H26)の判断	河川管理者による 審査意見	各委員からの意見 (第54回委員会)	委員会による審査の判断(案)
A 基本理念と 基本方針 等の検証	A1 基本理念	A11 基本理念	基本理念の内容を満足しているか。		おおむね満足している。	おおむね満足している。	特になし	おおむね満足している。
	A2 基本方針	A21 基本方針	基本方針の内容を満足しているか。		おおむね満足している。	おおむね満足している。	特になし	おおむね満足している。
	A3 意見書	A31 継続申請時の改 善	意見書で指摘された事項について、改善を行ったか。	継続申請時に、意見書で指摘された事項の改善状況を確認する。	駐輪場、駐車場の確保が図られ、改善が認められるが、利便性の向上を図るとともに、基本理念に基づいた維持管理の検討が必要である。	駐車場の利便性の向上について、今回ゲートボール場を多目的広場へ変更し、駐車場としての機能を持たせることと併せて検討される。また、駐車スペースは環境保全を考慮し舗装等は行われない。 防災教育について、野洲川地域安全協議会の定めた取組方針等に基づき、今後進められる。環境教育については、防災教育と併せて検討される。	特になし	駐車場の利便性の向上としてゲートボール場を多目的広場へ変更することにより駐車場としての機能も持たせることと併せて検討される予定であり、環境保全を考慮した維持管理を行うことから改善に向け進んでいると認められる。 また、防災教育については野洲川地域安全協議会の定めた取組方針等に基づいて今後進められ、環境教育についても防災教育と併せて検討されることとなっており改善に向け進んでいると認められる。
B 占用施設の 計画と設置 理由の検証	B1 必要性	B11 必要理由	この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ妥当か。	①『過去から使用しているから必要であり、継続して使用したい』という判断は、別の場の議論と考える。 ②環境を考慮した利用への変化を確認する。 ③やすらぎの場、レクリエーションの場として確認する。 ④設置の経緯、地元交流の場として確認する。 ⑤施設の活用状況を現地調査で確認する。	側帯であり、おおむね妥当である。	側帯であり、おおむね妥当である。	特になし	側帯であり、おおむね妥当である。
	B12 適正面積		占用面積は必要最低限にしているか。その算定に妥当性を示したか。	①他の類似占用施設に比べて面積を比較する。 ②申請施設の中で、利用の少ない施設、不要と思われる施設(構造物)が含まれているかを判断する。	利用の少ない施設など、縮小を検討する余地はある。	今回利用の少ないゲートボール場を、利用実態や要望を踏まえて多目的広場へ変更されることから、占用面積は妥当である。	ゲートボール場の利用は少ないが、一方で、他目的での利用の要望が高いことからゲートボール場を多目的広場に転用することが検討されている。だから、占用面積としては問題はない、という意味合いにすればどうか。	ゲートボール場の利用は少ないが、一方で、他目的での利用の要望が高いことからゲートボール場を多目的広場に転用することが検討されているため占用面積としては妥当である。

B2 代替性	B21	代替可能性	堤内地で代替できない施設であるか。	①設置する施設が堤内地で代替可能であるかを判断する。一部の施設が代替不可能で、他の施設が代替可能との判断もありうる。	代替可能な施設である。	旧野洲川南流の締切箇所(側帯)での利用であり、過去の水害と放水路事業後の状況の体感・学習はこの場所でしかできず、代替できない施設である。	特になし	旧野洲川南流の締切箇所(側帯)での利用であり、過去の水害と放水路事業後の状況の体感・学習はこの場所でしかできず、代替できない施設である。	
	B22	代替地調査	堤内地で代替可能な施設の場合、代替地を調査をしたか。	①調査範囲は、広域運営の市町村範囲を対象に考える。 ②都市公園法でいう誘致距離を参考に調査範囲を設定する。 ③休耕田や廃校などの情報を入手したか確認する。 ④市内の運動場、市民広場、スポーツグラウンドなどの施設地図で確認する。	代替地調査はされていない。	代替地調査はされていない。	特になし	代替地調査はされていない。	
	B23	代替地選定	代替地調査の結果、適した代替地があつた場合、用地取得を試みたか。		代替地調査はされていないので、交渉はされていない。	代替地調査はされていないので、交渉はされていない。	特になし	代替地調査はされていないので、交渉はされていない。	
B3 安全性	B31	人への安全	占用区域内及び周辺道路における利用者、散策者、流域住民の安全に配慮した対策を講じているか。	①現地調査で施設の状況を確認する。 ②利用者、関係住民から寄せられた意見を確認する。	おおむね配慮されている。	おおむね配慮されている。	特になし	おおむね配慮されている。	
	B32	施設の安全	施設が自然災害等により被害(増水等による冠水、台風・地震等による倒壊、火災等)が生じた場合に備えて施設の安全対策を講じているか。	①現地調査で施設の状況を確認する。 ②利用者、関係住民から寄せられた意見を確認する。 ③災害時の施設の安全連絡体制が定めてあるか確認する。	安全対策がある程度は講じられている。	洪水時等の安全対策が講じられている。	特になし	洪水時等の安全対策が講じられている。	
	B33	安全対策の周知	施設設置により影響を受ける近隣住民に安全対策と事故時の対応策を周知しているか。	①事故が発生した場合の施設利用者・住民への広報方法を確認する。 ②緊急時の対応として連絡先と連絡時期が定めてあるか確認する。	大きな問題はない。	大きな問題はない。	特になし	大きな問題はない。	
B4 公共性	B41	公共性	設置する施設は広く一般の用に供することができるが、申請者の利用に限られる排他・独占的なものではないか。	①利用者の制限はなく誰でも利用可能か確認する。 ②特定の団体の貸切利用等の優先利用の定めがあるか確認する。	誰もが利用できる施設として特に問題ない。	誰もが利用できる施設として特に問題ない。	特になし	誰もが利用できる施設として特に問題ない。	
	B42	地元の理解	申請者は、設置する施設周辺の地元理解をどのように方法で得たのか(得るのか)。	①地元要望施設と一致している施設であるか確認する。 ②施設利用者の交通経路は、問題ないか確認する。 ③利用日数面で、使用しない時期、曜日があるか確認する。	地元に要望されている。	地元に要望されている。	特になし	地元に要望されている。	
C 占用施設の利用計画と利用者等からの検証	C1 占用施設利用計画	C11	設置期間	許可を受けた施設の使用期間はどのくらいになるか。	①占用開始からの年数を確認する。 ②施設の占用期間が長くなることで問題が発生していないか確認する。	25年間になる。(問題は発生していない。)	30年間になる。(問題は発生していない。)	特になし	30年間になる。(問題は発生していない。)
		C12	施設の変遷	継続申請の場合、前回占用許可期間内にどのように施設内容が変化したか。また、その変化理由はどのようなもので、適切なものであったか。	①現地調査で古い施設と新しい施設の施設状況を確認する。 ②申請書の利用施設と現状の利用実態に相違がないか確認する。 ③利用されてない施設・構造物があるか確認する。	利用者が少なくなったゲートボール場を縮小し駐車場に転用した。	平成29年4月に工作物(ベンチ、ネット、便所)が設置されている。今回ゲートボール場の多目的広場への用途変更が計画されている。	特になし	平成29年4月に工作物(ベンチ、ネット、便所)が設置されている。今回ゲートボール場の多目的広場への用途変更が計画されている。

C13	施設管理	利用に関する注意事項、緊急時の連絡先は看板等で利用者等に明示しているか。	①現地調査で注意事項・連絡先を記載した看板を確認する。 ②現地の利用者心得看板、占用標示板を確認する。 ③迷惑行為を禁止する看板等を確認する。	看板により明示されているが必ずしも明瞭ではない。	看板に明示されている。	特になし	看板に明示されている。
C14	共同利用	既存類似施設が申請場所の近隣にある場合、その施設の共同利用について、所管者と協議を行ったか。	①自由使用の場合の使用者調整の方 法を確認する。 ②利用者分析を実施して協調利用に反映しているか確認する。	近隣に類似施設がない。	近隣に類似施設がない。	特になし	近隣に類似施設がない。
C15	維持管理	施設の維持管理計画は適正であるか。また、施設の構造・規模は占用申請期間を適正に考慮したものか。	①現地調査で現状の維持管理状況を確認する。 ②自由使用の場合のカギとゲートの開閉管理を確認する。 ③自由使用場所の維持管理方法を確認する。	適正である。	適正である。	特になし	適正である。
C16	施設の補修・新設	施設整備に係る使用資材は河川内の資材を極力使用することとし、河川外からの持ち込みを必要最小限に留めているか。	①現地調査で現状の施設状況を確認する。 ②施設を補修した実績と持ち込んだ補修材の記録を確認する。 ③施設補修のルールを確認する。	資材は必要最小限とは言い難い。	必要最小限である。	特になし	必要最小限である。
C17	構造物の安全	施設を構成する遊具等の構造物の定期点検を実施しているか。また、安全対策は定めているか。	①遊具等の過去のトラブル・苦情を確認する。 ②構造物点検は、強度点検まで実施しているかを確認する。 ③構造物安全点検のルールを確認する。	定期点検は実施されている。	定期点検は実施されている。	特になし	定期点検は実施されている。
C2 利用者	C21	利用状況	占用区域内の各利用施設ごとに利用者数の変動(時刻、曜日、季節)を把握しているか。	①現地調査で現状の施設利用状況を確認する。 ②散歩者、水遊び利用者など利用者を確認する。 ③施設別の利用者数の増加・減少を確認する。 ④迷惑行為で利用されていないか確認する。	利用状況の把握については、十分に把握されていない。 なお、適正な利用のための調査が必要である。	概ね把握されている。  ・サッカー場とグラウンドゴルフ場をきっちりと状況把握しているのはよいことである。 ・散策などもカウントできればいいが、具体的には書きにくいと思われるため概ね把握されているという理解だと考える。	概ね把握されている。
	C22	便所	トイレ施設を確保し適正に維持管理しているか。	①現地調査で現状の施設状況を確認する。 ②トイレの施設数、カギの管理、清掃頻度を確認する。 ③施設案内図でトイレ設置表示が分かりやすいかを確認する。 ④障害者対応が取られているか確認する。	適正に確保されているが、老朽化対策と衛生管理が必要である。	適正に確保されている。	適正に確保されている。
	C23	ゴミ処理	ゴミ処理の方法を定めているか。	①現地調査で現状の施設状況を確認する。 ②ゴミの発生量を確認する。 ③ゴミ持ち帰りの呼びかけをしているか確認する。	定められている。	定められている。	特になし
	C24	利用者対応	適正な利用を促すための管理方法(管理人等の配置)を定めているか。	①委託している管理内容を確認する。	管理人は置いていないが、利用者対策、管理方法は定められている。	管理人は置いていないが、利用者対策、管理方法は定められている。	管理人は置いていないが、利用者対策、管理方法は定められている。
	C25	駐輪・駐車場	利用者の駐輪場・駐車場(身体障害者用等を含む)を確保しているか。	①現地調査で設置状況を確認する。 ②駐輪場・駐車場までの進入経路が容易かどうか確認する。 ③駐輪場・駐車場の設置面積は利用状況から縮小可能か確認する。 ④障害者対応の施設であるか確認する。 ⑤アスファルト舗装と砂利舗装と非舗装を確認する。	ゲートボール場を縮小し、駐輪場・駐車場の確保が図られているが、障害者等の利用に配慮した駐輪場・駐車場にされるべきである。	駐輪場・駐車場の確保が図られているが、障害者等の利用に配慮したものにされるべきである。	特になし

C3 利用形態	C31	利用者の年齢等	利用者の年齢や身体又は健康状態に関わりなく利用可能な施設か。また、利用制限を設けている場合はそれに合理性があるか。	①子供からお年寄りまでが使える施設が確認する。 ②家族連れ利用の配慮があるか確認する。 ③釣り人などの施設目的外利用者の利用実態を確認する。	利用可能な施設である。	利用可能な施設である。	特になし	利用可能な施設である。
	C32	利用者交流	常時利用者と流域住民との交流はあるか。また、交流を促進させる計画があるか。	①『花火大会』など広範囲イベントの交流実績を確認する。 ②地元自治会の運動会などの利用実績を確認する。 ③定期的な開催利用と臨時の開催利用の内容を確認する。	スポーツ大会が開催されている。さらに地元小学生の地域学習等の場としても利用されており、今後も河川敷利用の基本理念・基本方針の趣旨に沿った利用を促進すべきである。	スポーツ大会が開催され、地元小学生の地域学習等の場としても利用されており、地域住民の交流の場となっている。	特になし	スポーツ大会が開催され、地元小学生の地域学習等の場としても利用されており、地域住民の交流の場となっている。
	C33	川とのふれあい	利用者と川とのふれあいが可能な施設か。	①現地調査で、占用施設から川へ降りるアクセス経路を確認する。 ②水の流れている場所まで安全に通れるか確認する。 ③安全に水とふれあえる取り組みを確認する。 ④低水護岸に水面が接している状態であるか確認する。	可能ではない。(側帯に設置された施設である)	可能ではない。(側帯に設置された施設である)	特になし	可能ではない。(側帯に設置された施設である)
	C34	河川愛護保護活動	河川の環境・治水・利水等の理解を促すための活動計画(または実績)があるか。	①清掃活動、環境面を含めた「川を活かす」活動を確認する。 ②NPO団体、学校等と協調した環境保護活動を確認する。	活動計画はないが、環境・防災教育の活動等にも活用をしていただいている。なお、清掃活動は実施されている。	利用団体や地元による除草、清掃活動が行われている。 防災教育について、野洲川地域安全協議会の定めた取組方針等に基づき、今後進められる。環境教育については、防災教育と併せて検討される。	特になし	利用団体や地元による除草、清掃活動が行われている。 防災教育について、野洲川地域安全協議会の定めた取組方針等に基づき、今後進められる。環境教育については、防災教育と併せて検討される。
	C35	地域活性化	占用区域周辺地域の活性化を促す利用施設か。	①地域密着型の利用形態が可能な施設であるか確認する。 ②『河川敷でなければできない利用』の観点から、地域の交流の場として活用を確認する。 ③地域と連携して取り組む活動はあるか確認する。	地域に密着した利用形態であるため、利用の仕方によってはさらに活性化に寄与できる。	地域に密着した利用形態であるため、利用の仕方によってはさらに活性化に寄与できる。	特になし	地域に密着した利用形態であるため、利用の仕方によってはさらに活性化に寄与できる。
C4 住民意見の反映	C41	意見聴取	利用計画策定に際して広く流域住民から意見聴取(対話討論会等)を行ったか。	①意見を聴取した範囲の考え方を確認する。 ②意見聴取方法を確認する。	広く流域住民からの意見聴取を行うべきである。	ホームページ及び各種公聴制度により市内外より広く意見を聴取できる仕組みがある。	特になし	ホームページ及び各種公聴制度により市内外より広く意見を聴取できる仕組みがある。
	C42	利用者意見	流域住民や施設利用(予定)者からの意見を反映させて計画した施設か。	①施設利用団体など意見を聞いた範囲を確認する。 ②意見を聞いて施設に反映した内容を確認する。	利用者からの意見は把握しているが、広く流域住民からの意見聴取も行うべきである。	利用者の意見は把握している。また、ホームページ及び各種公聴制度により市内外より広く意見を聴取できる仕組みがある。	特になし	利用者の意見は把握している。また、ホームページ及び各種公聴制度により市内外より広く意見を聴取できる仕組みがある。
D 環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証	D1 環境	D11-1	大気汚染	占用区域とその周辺の大気汚染等の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の大気質に影響を与えないか。	①占用施設が大気汚染の発生源にならないか確認する。	調査はされていないが、発生源となる施設ではなく、大気汚染の影響はない。	特になし	調査はされていないが、発生源となる施設ではなく、大気汚染の影響はない。
		D11-2	水質汚濁・底質汚染	占用区域とその周辺の河川水質・底質の現況を調査したか。施設は占用区域とその周辺の水質・底質に影響を与えないか。また、農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)の使用を禁止しているか。	①草刈の方法と実績を確認する。 ②排水暗渠の設置の状況を確認する。	調査はされていないが、影響はないと思われる。農薬等も使用していない。	特になし	調査はされていないが、影響はないと思われる。農薬等も使用していない。

D11-3	土壤汚染	占用区域とその周辺陸域の土壤質の現況を調査したか。施設設置により占用区域とその周辺の土壤汚染を招かないか。農薬の使用を禁止しているか。施設構造物等は有害化学物質を使用していないか。	①草刈の方法と実績を確認する。 ②芝の育成に堆肥を使用してないか確認する。 ③除草剤の使用をしてないか確認する。 ④害虫駆除の実績があるか確認する。	調査はされていないが、農薬等の使用は禁止されており影響はないと思われる。	調査はされていないが、農薬等の使用は禁止されており影響はないと思われる。	特になし	調査はされていないが、農薬等の使用は禁止されており影響はないと思われる。
D11-4	地下水	占用区域とその周辺の地下水・河川伏流水の現況と近隣住民等による利水状況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の地下水系との水質に影響を与えないか。		調査はされていないが、影響はないと思われる。	調査はされていないが、影響はないと思われる。	特になし	調査はされていないが、影響はないと思われる。
D11-5	騒音・振動	占用区域とその周辺の騒音・振動の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の新たな騒音・振動の発生源にならないか。	①騒音が発生する施設であるか確認する。 ②利用者・来場者の車・バイクからの発生があるか確認する。	調査はされていないが、発生源にはならない。	調査はされていないが、発生源にはならない。	特になし	調査はされていないが、発生源にはならない。
D11-6	悪臭	占用区域とその周辺の悪臭の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺への悪臭発生源にならないか。	①臭気を発生する占用施設であるか確認する。	調査はされていないが、発生源にはならない。	調査はされていないが、発生源にはならない。	特になし	調査はされていないが、発生源にはならない。
D12	地形改変	占用区域とその周辺の地形の特性の現況を調査したか。また、施設の地形改変が占用区域の地形特性に与える影響は軽微か。	①現状からの変更地形を確認する。 ②利用者の通行路、車の通行路の改変を確認する。	調査はされていない。しかし、影響はないと思われる。	調査はされていない。しかし、影響はないと思われる。	特になし	調査はされていない。しかし、影響はないと思われる。
D13	整備の影響	施設整備に伴い小動物・植生への影響はないか。	①占用箇所付近の環境調査結果を確認する。 ②影響を少なくする整備方法を検討したか確認する。	生物の生育・生息環境に影響を与える可能性があるため、現状調査を行うことが望ましい。	生物の生育・生息環境に影響を与える可能性があるため、現状調査を行うことが望ましい。	特になし	生物の生育・生息環境に影響を与える可能性があるため、現状調査を行うことが望ましい。
D14-1	陸生生物	占用区域とその周辺における陸生動植物の分布等の現況を調査したか。また、施設は陸生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	①占用箇所付近の環境調査結果を確認する。 ②刈り込み時期、頻度を確認する。	調査はされていない。多少の影響はあると思われるため、現状調査を行うことが望ましい。	調査はされていない。多少の影響はあると思われるため、現状調査を行うことが望ましい。	特になし	調査はされていない。多少の影響はあると思われるため、現状調査を行うことが望ましい。
D14-2	水生生物	占用区域とその周辺における水生動植物の分布等の現況を調査したか。また、水生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	①占用箇所付近の環境調査結果を確認する。	調査はされていないが、側帯であり影響は少ないと思われる。	調査はされていないが、側帯であり影響は少ないと思われる。	特になし	調査はされていないが、側帯であり影響は少ないと思われる。
D15	生態系	占用区域とその周辺の生物・生態系の概況を調査したか。施設が占用区域とその周辺の生態系に及ぼす影響は軽微か。生物の生息・生育環境の河川縦横断方向の連続性が判断される可能性は低いか。	①河川敷全幅の占用使用がされているか確認する。 ②河川(低水敷)側に生態確保スペースを設けられないか確認する。 ③同じ面積で、幅を狭くして長さを長くすることができるか確認する。 ④施設維持での実施内容で影響を少なくする工夫を確認する。	調査はされていないが、影響は少ないと思われる。	調査はされていないが、影響は少ないと思われる。	特になし	調査はされていないが、影響は少ないと思われる。
D16	環境復元	占用期間終了後、自然環境の早期復元を見込んだ整備計画としているか。	①撤去困難な構造物が設置されてないか確認する。 ②利用により転圧が増加することの環境回復を確認する。 ③施設撤去で廃棄物が多く出ない利用施設であるか確認する。	維持管理において早期の復元が見込めるよう留意するべきである。	撤去困難な構造物は設置されておらず早期の復元が見込める。	特になし	撤去困難な構造物は設置されておらず早期の復元が見込める。
D17	作業車の通行影響	河川敷を占用施設の管理作業車が走行することにより自然環境への影響はないか。	①作業車の重量、走行頻度を確認する。 ②作業車の通行路と管理通路の関係を確認する。	作業車の利用はなく、影響はない。	作業車の利用はなく、影響はない。	特になし	作業車の利用はなく、影響はない。
D18	無線使用の影響	施設で使用する無線周波数は、周辺受信施設に影響を与えないか。		無線の利用はない。	無線の利用はない。	特になし	無線の利用はない。

D2 治水	D21	治水	治水上の影響について事前審査は完了しているか。(確認事項)	①利用施設が治水上影響がないか確認する。	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。なお、堤防側帯であり、その機能を阻害しない利用であるため、治水上の影響	特になし	河川管理者の審査項目として設定している。なお、堤防側帯であり、その機能を阻害しない利用であるため、治水上の影響
	D22-1	構造物	占用区域が存する河川における過去の流況を把握しているか。また、施設の構造物は洪水時に治水上の支障を生じさせないか。	①構造物の設置による支障の程度を確認する。	堤防側帯であるため、洪水の影響はない。	堤防側帯であるため、洪水の影響はない。	特になし	堤防側帯であるため、洪水の影響はない。
	D22-2	構造物流失	洪水時に構造物が流出しない対策が講じられているか。また、流出した場合の処置を定めているか。	①冠水時の流出防止対策を確認する。 ②過去の他流出事例を反映した対策を反映しているか確認する。	堤防側帯であるため、洪水の影響はない。	堤防側帯であるため、洪水の影響はない。	特になし	堤防側帯であるため、洪水の影響はない。
	D22-3	構造物撤去	冠水時に影響を受ける構造物を設置している場合、洪水時を想定した構造物の撤去訓練を定期的に実施しているか。	①撤去訓練報告書を確認する。	堤防側帯であるため、洪水の影響はない。	堤防側帯であるため、洪水の影響はない。	特になし	堤防側帯であるため、洪水の影響はない。
D3 利水	D31	利水計画	施設に利水計画がある場合、事前審査は完了しているか。(確認事項)		河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。なお、利水計画はない。	特になし	河川管理者の審査項目として設定している。なお、利水計画はない。
	D32	利水への影響	施設に利水計画がある場合、あるいは施設が河川水・地下水に影響を及ぼす可能性がある場合、既存の水利使用に影響を与えないか。		利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	特になし	利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。
D4 景観・文化	D41	景観	占用区域とその周辺の景観特性(生態学的景観を含む)の現況を調査したか。また、施設の形態(形状・色彩等)が占用区域とその周辺の景観特性に及ぼす影響は軽微か。	①現地調査で近景・遠景の景観を確認する。 ②ベンチ、トイレなどの人工的な構造物の影響を確認する。	影響は軽微である。	影響は軽微である。	特になし	影響は軽微である。
	D42	景観変化の把握	占用に伴う景観変化の予測を行っているか。		行われていない。	行われていない。	特になし	行われていない。
	D43	植栽	占用区域の植栽が周辺景観に及ぼす影響は軽微か。また在来の植生を活かした植栽か。	①河畔林などと調和した施設であるか確認する。 ②樹木管理の方法を定めているか確認する。 ③在来植栽を生かした利用であるか確認する。	在来植生を考慮していないが、影響は軽微である。	在来植生を考慮していないが、影響は軽微である。	特になし	在来植生を考慮していないが、影響は軽微である。
	D44	文化財	占用区域とその周辺の文化財の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の文化財に影響を与えないか。	①野洲川洪水に関する記念碑の設置場所を確認する。	影響はない。	影響はない。	特になし	影響はない。
	D45	歴史文化	占用区域とその周辺の歴史・文化に関する現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の歴史・文化(伝承文化等)と共存可能か。	①地域風土と共存可能な施設であるか確認する。 ②放水路新設による地区分断を考慮したかを確認する。	共存可能である。	共存可能である。	特になし	共存可能である。

※C16、D13 「施設整備」には、新築・改築・維持修繕を含む。

# 意 見 書 ( 案 )

整備経緯・利用状況

委員会の判断

要望事項

## 前回意見書（平成26年2月5日）

**占用許可申請施設は、旧野洲川南流における緑切箇所の堤防を安定させ、また、非常用土砂等を備蓄する目的で、堤防の裏側に盛土により整備された野洲川南流側帶上に設置されたものである。**

主な施設としては、昭和63年にゲートボール場、平成8年にサッカー場、平成9年にグラウンドゴルフ場が整備され、自然とのふれあいスポーツの普及を図る運動施設として利用されているとともに、野洲川改修事業や野洲川の水害の歴史を紹介・学習する場としても利用されている。また、前回意見書（平成21年3月31日付け）の要望事項を受け、駐輪場・駐車場の敷地が確保された。

## 今回意見書（案）

**占用許可申請施設野洲川改修記念公園は、旧野洲川南流における緑切箇所の堤防を安定させ、また、非常用土砂等を備蓄する目的で、堤防の裏側に盛土により整備された野洲川南流側帶上に設置されたものである。**

主な施設としては、昭和63年にゲートボール場、平成8年にサッカー場、平成9年にグラウンドゴルフ場が整備され、自然とのふれあいスポーツの普及を図る運動施設として利用されているとともに、野洲川改修事業や野洲川の水害の歴史を紹介・学習する場としても利用されている。また、前々回意見書（平成21年3月31日付け）の要望事項を受け、駐輪場・駐車場の敷地が確保された。

委員会の判断

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び河川敷利用の基本方針に則り、スポーツ施設等の本来河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきだと考えているが、当該施設は当委員会が望ましい利用形態として掲げている「治水・利水のあり方を理解するための利用」に合致する利用がなされていること、河川の自然環境に与える影響が少なく、生物の生息・生育環境の連続性を分断する恐れが少ないと想定されること、多くの利用者があり広域的な利用者交流も図られていることなどから、以下の要望事項を附した上で、占用許可の更新は妥当であると判断する。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び河川敷利用の基本方針に則り、スポーツ施設等の本来河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきだと考えているが、当該施設は当委員会が望ましい利用形態として掲げている「治水・利水のあり方を理解するための利用」に合致する利用がなされていること、河川の自然環境に与える影響が少なく、生物の生息・生育環境の連続性を分断する恐れが少ないと想定されること、多くの利用者があり広域的な利用者交流も図られていることなどから、以下の要望事項を附した上で、占用許可の更新は妥当であると判断する。

要望事項

①前回意見書（平成21年3月31日付け）で要望した駐輪場・駐車場の整備に関しては、当委員会へ報告がなされた検討結果に沿って駐輪場・駐車場の確保が図られ改善が認められるが、利便性の向上を図るとともに基本理念に基づいた維持管理の検討を行うことを要望する。

②地元小学生の地域学習等の場としても利用されているが、さらに環境・防災教育の活動等にも活用するよう要望する。

前回意見書（平成26年2月5日付け）で要望した事項について、当委員会へ報告された検討内容に沿って、次のとおり実施に向けて引き続き検討されることを要望する。

①前回意見書（平成21年3月31日付け）で要望した駐輪場・駐車場の整備に関しては、当委員会へ報告がなされたゲートボール場を多目的広場へと変更する検討結果に沿って進め、駐輪場・駐車場の確保が図られ改善が認められるが、利便性の向上を図るとともに基本理念に基づいた維持管理の検討を行うことを要望する。

②地元小学生の地域学習等の場としても利用されているが、さらに野洲川地域安全協議会での取組方針等に基づいた検討を進め、環境・防災教育の活動等にも活用するよう要望すること。

資料-4-1  
(参考)

平成31年 月 日

国土交通省 近畿地方整備局  
琵琶湖河川事務所長 水草 浩一様

河川保全利用委員会  
(琵琶湖河川事務所)  
委員長 市木 敦之

占用許可申請に対する意見書  
(守山市 野洲川改修記念公園)

平成30年9月19日付け国近整琵占調第23号にて意見照会  
のありました以下の占用許可申請について、下記のとおり答申い  
たします。

占用許可申請の概要

名 称	野洲川改修記念公園
場 所	守山市笠原町地先 (左岸 3.8km 付近)
主 な 施 設	ゲートボール場、サッカー場、グラウンドゴルフ場、駐車場
申 請 者	守山市
占 用 面 積	23,097.01m <sup>2</sup>

## 1. 委員会としての判断・要望

野洲川改修記念公園は、日野洲川南流における締切箇所の堤防を安定させ、また、非常用土砂等を備蓄する目的で、堤防の裏側に盛土により整備された野洲川南流側帶上に設置されたものである。

主な施設としては、昭和63年にゲートボール場、平成8年にサッカーフィールド、平成9年にグラウンドゴルフ場が整備され、自然とのふれあいとスポーツの普及を図る運動施設として利用されているとともに、野洲川改修事業や野洲川の水害の歴史を紹介・学習する場としても利用されている。また、前々回意見書（平成21年3月31日付け）の要望事項を受け、駐輪場・駐車場の敷地が確保された。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び河川敷利用の基本方針に則り、スポーツ施設等の本来河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきだと考えているが、当該施設は当委員会が望ましい利用形態として掲げている「治水・利水のあり方を理解するための利用」に合致する利用がなされていること、河川の自然環境に与える影響が少なく、生物の生息・生育環境の連続性を分断する恐れが少ないと、多くの利用者があり広域的な利用者交流も図られていることなどから、以下の要望事項を附した上で、占用許可の更新は妥当であると判断する。

### 【占用許可の更新に関する要望事項】

前回意見書（平成26年2月5日付け）で要望した事項について、当委員会へ報告された検討内容に沿って、次のとおり実施に向けて引き続き検討されることを要望する。

- ① ゲートボール場を多目的広場へと変更する検討を進め、駐車場の利便性の向上を図ること。
- ② 野洲川地域安全部議会での取組方針等に基づいた検討を進め、環境・防災教育の活動等にも活用すること。

## 2. 検討の経緯

平成30年 9月19日

諮問文書の受理

平成31年 1月29日

第54回委員会

### ・施設の現地調査

### ・河川管理者による占用許可申請説明書の説明

### ・委員による更新申請に係る審議

平成31年 3月14日

第55回委員会

### ・委員による更新申請に係る審議

### ・委員による意見書（案）の審議

## 3. これまでに提出した意見書

平成19年 1月18日付け意見書

平成21年 3月31日付け意見書

平成26年 2月 5日付け意見書

## 今後の委員会審査の試行(案)について

### 1. 現状の課題

近年の水害状況や社会情勢及び予算状況の変化に河川管理者として対応していかなければならず、委員会審査の構成についても見直す必要が生じています。  
また、委員会について河川整備計画の記載との齟齬が生じています。

### 【淀川水系河川整備計画(H21.3.31) p90 4.5.2(6)川らしい河川敷の利用】(抜粋)

河川敷利用にあたっては、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を推進するという観点から、現状の利用形態や公園整備のあり方を見直し、グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用する施設については、地域と川との関わりをふまえながら縮小していくことを基本とする。

ただし、単に河川環境のために制約されて利用できない空間とするのではなく、周辺環境・地域特性に配慮しながら検討を進めるとしてする。既存の利用施設が数多くの人々に利用され、また住民や自治体等からはグラウンド等のスポーツ施設に対する存続及び新設の強い要望があることをふまえ、また、それらの施設が持つ防災機能としての役割が必要との意見もあることから、河川敷の利用施設については、個々の案件毎に、学識経験者、自治体等関係機関、利用者、地域住民の意見を聴きながら判断することとする。

#### ○ゴルフ場、公園等占用施設等

占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、利用者の意見とともに、河川環境の保全・再生を重視する観点から学識経験者・自治体等関係機関からなる「河川保全利用委員会」の意見を聞き、周辺環境・地域特性を考慮しつつ検討することとする。

○現状の委員会における「河川敷利用の基本理念」、「河川敷利用の基本方針」には、上記にだし書きにある、「数多くの人々に利用」、「スポーツ施設に対する存続及び新設の強い要望」、「防災機能としての役割」といった観点への配慮を行うことが反映されておらず、そのような審査ができていない状況です。

○委員会規約第3条においても、委員会は「意見の提案及び助言」をすることとなっていますが、現状は、審議・答申された意見を尊重する立場から、許可の是非も含めそのままを占用者に伝え意見への対応を求めています。また占用期間についても河川管理者の基準ではなく、実質的に意見に依っています。

○以上の結果、審査の主要点が基本理念への合致や廃止、縮小となり、意見は厳しいものとなっています。  
また、河川管理者の責任や判断が曖昧化しています。

## 2. 審査方法の見直し

以上の課題への対応として、審査方法の見直しを次のとおり提案します。

### (1) 見直しのポイント

- 整備計画ただし書きに記載された観点を審査の主要点に加えます。  
なお、ただし書きにおける配慮事項である「数多くの人々に利用」、「スポーツ施設に対する存続及び新設の強い要望」、「防災機能としての役割」といった観点には、近年の水害状況等を踏まえた治水・河川管理、また、適正な利水・利用に資する高水敷利用の観点も含まれるものと考えます。

- 申請者への環境の保全・再生の観点の指導内容や占用許可についての判断は河川管理者の責任であることが前提となるようにします。  
その方法として、意見書(答申書)のとりまとめの省略化を行います。

### (2) 見直しの手続き

- 審査方法の見直しにあたっては、河川敷利用の基本理念、基本方針等が記載されている『河川敷占用許可申請・審査の手引き』を改正する必要があります。

- さらに、手引きを改正するにあたっては、委員会規約第3条第2号に基づき、委員会による決定が必要です。

- 委員会による手引き改正の決定のためには、事前に手引き改正案の有効性を検証する必要があります。現在の手引きについても、策定時には事前に3カ年に亘る個別審議の事例を踏まえています。

- よって、2019年度(あるいは2020年度を含む)において改正案を試行することとします。

### (3) 手引きの改正案

- 手引きの改正案を、現時点で別紙のとおり提示します。
- 本改正案について、改正の審議を行う前に、今後試行しつつ意見を伺っていくこととします。
- 手引きの改正案に加え、試行の具体方法を次項においてまとめます。

### 3. 試行の具体方法について

#### (1) 占用許可申請説明書

占用許可申請説明書は、審査表の各審査細目について記載するのではなく、大区分の観点から基本的事項について記載します。

##### ○区分A【基本理念と基本方針等の検証】

- ・基本理念(改正案)に対する満足状況
- ・基本方針の各項目(改正案)に対する満足状況
- ・前回意見を踏まえた河川管理者からの指導に対する取組状況

##### ○区分B【占用施設の計画と設置理由の検証】

- ・占用に係る事業計画の概要、占用の必要性、経緯
- ・現許可内容からの変更計画

##### ○区分C【占用施設の利用計画と利用者等からの検証】

- ・施設配置計画
- ・施設の維持修繕計画、管理体制
- ・施設利用方法
- ・施設利用状況

##### ○区分D【環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証】

- ・環境、景観への影響に対する配慮

##### ○その他参考となる資料

#### (2) 委員会開催方法

○これまでどおり現地調査を実施しますが、意見書とりまとめのための審議を省略しますので、現地調査～審査～意見の提案までを半日で実施したいと思います。

#### (3) 河川管理者からの説明

○占用許可申請説明書の内容を説明します。

○参考として、現許可を行った際の河川管理者の判断について報告します。

○整備計画(ただし書きの観点の審査材料として、基本方針の各項目(改正案)に対する満足状況について、河川管理者の審査意見を提示します。

#### (4) 審査、意見

各委員からはそれぞれの専門分野の観点から、河川管理者の提示した審査意見に対し、また、河川敷利用のあり方について、多様な意見をお伺いします。

○審査表の各審査細目は廃止しませんが、「このような観点もある」的に参考にとどめ、各細目に沿った審査は行わないこととします。ただし、これらの観点からご意見を述べていただくことを妨げるものではありません。

○以上により、意見書(答申書)について審議しとりまとめることについては省略できると考えます。

○河川管理者は、各委員からの意見を真摯に受け止め、以後、申請者への環境保全・再生の観点の指導内容や占用許可について、河川管理者として判断します。

#### (5) 河川法許可申請手続き

○河川管理者として判断した、環境の保全・再生の観点について占用者に指導します。

○申請者は河川管理者からの指導を踏まえて河川法許可申請を行います。

○河川管理者は、占用許可について審査し判断します。

【参考】事例を用いた審査及び許可の想定

(事例:平成26年度審査・野洲川川田河川公園)

(1) 基本方針の各項目(改正案)に対する満足状況についての河川管理者の審査意見【例】

- |  |  |
|--|--|
| ① 自然環境の保全・修復と治水・利水に資するものとする。   | → 適正な維持管理によって現状の自然環境の保全を維持している。また、当該施設が存在し適正に維持管理されることは樹林化抑制の観点から治水及び河川管理に資するものである。利用の調整を行い秩序を維持するとともに、利用に伴う災害の発生を防止し、利用の増進を図っていることは、適正な利用に資するものである。 |
| ② 誰もが河川に容易にふれあえるものとする。   | → 自由使用が原則であり、誰もが河川に容易にふれあえる。   |
| ③ 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。   | → 施設の安全性について維持管理体制や出水時の撤去体制が構築されている。   |
| ④ 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の自然環境への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。                    | → 整備は必要最低限であり、復元は容易である。  |
| ⑤ 利用者が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。   | → 関係者で合意を図る体制となっている。   |
| ⑥ 数多くの人々に利用され、また住民や自治体等から存続及び新設の強い要望があり、かつ、適正な維持管理によって現状の自然環境の保全に配慮しつつ、防災機能としての役割があるものとする。 | → 数多くの人々に利用され、住民や自治体から存続の強い要望がある。適正な維持管理によって現状の自然環境の保全に配慮している。防災機能としての役割がある。   |
- ※上記各項目の河川管理者の審査意見については、どういう点がどのように合致しているか  
という具体的な説明を予定しています。

(2) 各委員からの意見の提案【例】

- スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保、あるいは「河川敷利用の基本理念・基本方針」を踏まえた利用形態への変更を、引き続き検討し、実行すること。
- 親水空間としての具体的な利用方法について、前回計画・意見にあつた既設の護岸階段を利用した低水路へのアプローチについては、検討の余地はあると考えられることから、利用者の安全と環境の保全に配慮のうえ、引き続き検討されたい。

(3) 河川管理者として判断する環境の保全・再生の観点の占用者への指導【例】

河川管理者としては、「河川敷利用の基本理念・基本方針」に完全に合致させるためには、上記意見を実行することが必要であることを十分に理解できる。一方で、当該施設は、親水空間としての利用について一定取り組まれていること、適正な維持管理によって現状の自然環境の保全を維持していること、数多くの人々の利用と住民や自治体から存続の強い要望があることにより人と川とのつながりの継続若しくは発展の場として有効であると考えられ、また、当該地域の生活環境や地域づくりを形成してきた場であり今後もそのような場が保全されいくと考えられることから、河川整備計画及び「河川敷利用の基本理念」から逸脱したものでないと判断する。

また加えて、当該施設が存在し適正に維持管理されることは樹林化抑制の観点から治水及び河川管理に資することと、(守山市の〇〇(地域防災等)計画において〇〇(広域避難場所等)として位置付けられている)or(市において位置付けはなされていないが、一定の空間が確保されており、地震・火災等の災害時に避難場所、資材置場、復旧活動拠点等として有効であると考えられる)こと等から、「河川敷利用の基本方針」の各項目を満足していると判断する。

よって、占用者に対して環境の保全・再生の観点として、次のとおり指導することが適当である。

- 親水空間としての利用について、既設の護岸階段を利用した方法に縛られることなく、実施を継続すること。
- 適正な維持管理による現状の自然環境の保全を継続すること。

(4) 河川管理者の占用許可についての判断方法

○許可の可否

- 河川法第24条(土地の占用の許可)の審査基準である「河川敷地の占用許可について」(平成11年8月5日付け建設省河政発第67号各地方建設局長等あて建設事務次官通達)のうち、河川敷地占用許可準則第五(占用許可の基本方針)に基づき審査のうえ判断します。

#### 審査の観点

- ①占用主体 ②占用施設 ③治水上又は利水上の支障 ④他の者の利用との調整等
- ⑤河川整備計画との調整 ⑥土地利用状況、景観及び環境との調整 ⑦河川敷地の適正な利用

河川敷地占用許可準則に基づく占用許可の審査の観点は上記のとおりですが、⑤のうち保全及び利用に関する点並びに⑥にに関する点については、委員会からの意見も受け止めたうえで審査します。

#### ○占用期間

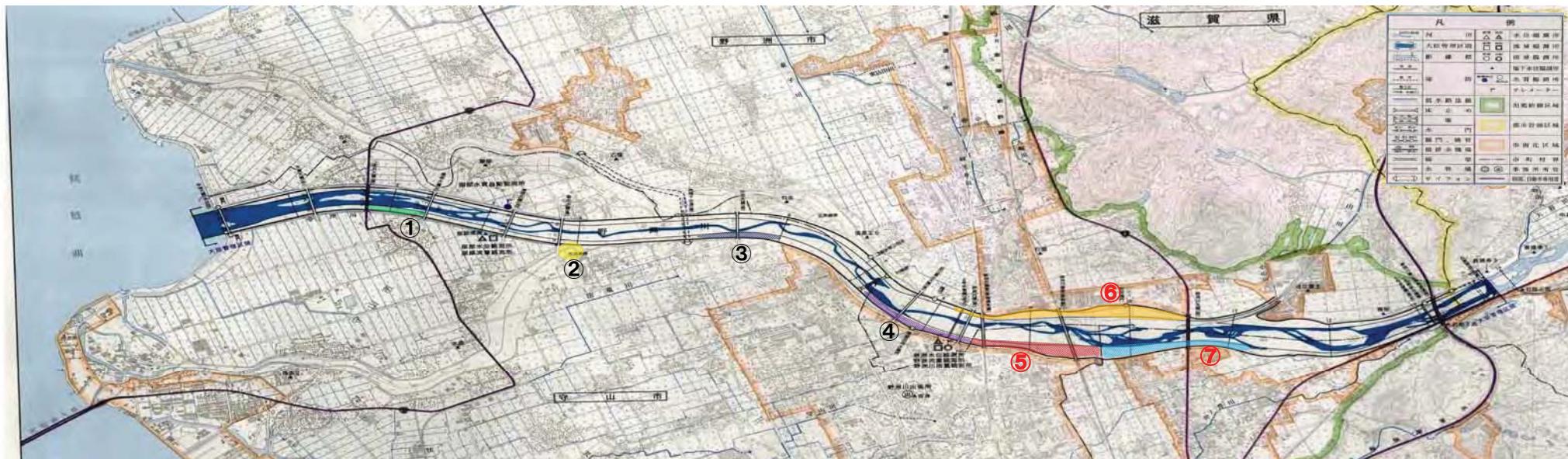
河川敷地占用許可準則第十二に基づき10年以内としますが、委員会案件であること、従前(委員会発足以前)の取扱いの例及び他事務所の取扱いの例を参考に判断します。

なお、占用期間が従前よりも延びた場合、委員会が数年間開催されない状況もあり得るごとから、河川管理者による中間報告を適宜実施し委員会の意見をフォローアップするとともに連続性を確保していきます。

## 資料一六

### 審議対象となる野洲川占用施設一覧

地点番号	件名	許可受け者	場所		占用面積 (m <sup>2</sup> )	占用許可期間	期間満了年度	主な施設	地点番号	件名	許可受け者	場所		占用面積 (m <sup>2</sup> )	占用許可期間	期間満了年度	主な施設				
①	野洲川中洲親水公園	守山市	守山市幸津川町地先	左岸	27,000.99	平成27年12月1日～平成32年11月30日	平成32年度	自然体験交流広場 自然環境保全・創出広場 緑陰の広場	⑤	野洲川立入河川公園	守山市	守山市吉身五丁目字裏川原～立入町川原	左岸	100,768.77	平成28年4月1日～平成31年3月31日	平成30年度	散策広場、クレイ広場、芝生広場、バスケットコート、グラウンドゴルフ場、グラウンド				
②	野洲川改修記念公園	守山市	守山市笠原町地先(野洲川南流側帶)	左岸	23,097.01	平成26年4月1日～平成31年3月31日	平成30年度	ゲートボール場 サッカーフィールド グラウンドゴルフ場	⑥	野洲川河川公園	野洲市	野洲市野洲地先～野洲市三上地先	右岸	139,181.10	平成28年4月1日～平成31年3月31日	平成30年度	芝生広場、多目的運動場、野球場、陸上競技場、テニスコート、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、健康広場				
③	野洲川川田河川公園	守山市	守山市川田町地先	左岸	34,152.40	平成27年10月1日～平成30年9月30日	平成30年度	多目的広場 グラウンドゴルフ場 緑地広場	⑦	野洲川運動公園	栗東市	栗東市出庭字外川原付近	左岸	34,794.36	平成28年4月1日～平成31年3月31日	平成30年度	グラウンドゴルフ場、芝生広場、テニスコート、ソフトボール場、多目的広場、陸上競技場				
④	野洲川ふれあい広場	野洲市、守山市連名	守山市小島町字橋本地先～野洲市野洲字坂田地先	左岸	76,362.11	平成29年10月1日～平成32年9月30日	平成32年度	せせらぎ広場 ホタル広場 イベント広場 自由広場	※⑤⑥⑦に関しては1年間の更新許可を行い、占用許可期間は平成32年3月31日まで、期間満了年度は平成31年度となります。(現在審査中)												



[見え消し版]

## 河川敷占用許可申請・審査の手引き（案）

20〇〇年〇月

国 土 交 通 省 茶 罐 湖 川 事 務 所  
河 川 保 全 利 用 委 員 会 (茶 罐 湖 川 事 務 所)

# 目次

# 次

1.	目的	1
2.	適用範囲	1
3.	河川敷の保全と利用の基本的な考え方	1
3-1	河川敷利用の基本理念	1
3-2	河川敷利用の基本方針	1
3-3	河川敷占用許可審査の基本的な考え方	2
4.	河川敷占用許可制度	3
4-1	河川敷占用許可制度の流れ	3
4-2	事前協議システムにおける審査の留意点	4
4-3	事前協議システムにおける委員会審査の流れ	5
5.	審査の準備	6
5-1	審査に必要な書類	6
5-2	委員会1回目(第1回審査)現地調査の準備内容	6
5-3	委員会2回目(第2回審査)の準備内容	6
5-4	審査表の作成と運用	7
6.	審査表の構成等について	8
6-1	審査表の構成(原本)	8
6-2	審査結果一覧表	○
7.	申請内容の審査事例	10
7-1	審査事例集の整理	10
7-2	審査事例集の使用上の注意事項	11
8.	審査結果の集約と提出	12
8-1	委員会審査結果の集約	12
8-2	意見書による審査結果の回答	12
9-7	審査資料と参考資料	13
9-7-1	審査資料表(原本)	13
9-7-2	参考資料審査対象施設位置図	13
7-3	意見	○

※ページ修正

## 1. 目的

本手引きは、河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）（以下「委員会」という。）における申請・審査の参考とすべく、審査の流れと審査基準としてのポイントやこれまで審査が行われた案件の審査事例を取りまとめたものである。本手引きを利用することにより、申請者にとっては占用許可申請説明書作成の参考となり、河川管理者及び委員会にとっては審査が同一の観点で実施されることが期待される。

## 2. 適用範囲

琵琶湖河川事務所が所管する全河川に適用する。

## 3. 河川敷の保全と利用の基本的な考え方

河川敷は、その活用によるまちづくりの推進などの社会的要請に応え、公園等の施設整備が進められてきた。この結果、河川敷の一部が地域に密着した河川公園として整備され、住民に利用されている。自治体や住民からは、身近な自然空間である河川敷を公園として利用したいとの強い要望がある。これらの河川敷は、地域防災計画の広域避難場所として位置付けられている箇所もある。

一方、これら公園等の人工的に整備された施設は、本来の川の姿を特徴付ける環境を失わせている現状もあるため、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。河川は公共空間であるとともに、生物にとっても貴重な環境となっており、多様な生物と共生しながら、誰もが自由に楽しめ、憩える場として、健全で秩序ある河川敷の利用が望まれる。そのため、以下のように河川敷利用における基本理念と、その基本理念を基礎としてより具体化・汎用化した河川敷利用の基本理念を定めている。

なお、この基本理念及び基本方針は、新規要望施設と既存継続施設を区分することなく適用することを原則とする。

### 3-1 河川敷利用の基本理念

#### (案-1)

川は、生物が生息・生育する場として地域が有する貴重な自然環境であり、そのような環境にも育まれた地域固有の風土・文化が形成されてきている。こうした認識の下で、失われた自然環境を修復し、将来に地域の貴重な財産を保全・継承していくために「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を尊重することを河川敷利用の基本理念とする。

#### (案-2)

川は、生物が生息・生育する場として地域が有する貴重な自然環境であり、そのような環境に育まれた人々が利用する場であり、地域固有の風土・文化が形成されてきていくべき場である。それを将来にわたって保全していくためには、住民や自治体が地域の特性や実情に応じた手法で、川を守るという人と川とのつながりを構築していくことが求められる。こうした認識の下で、失われた自然環境を修復し、将来に地域の貴重な財産を保全・

**継承してゆく**そのために「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を尊重するこ**と**基本とするとともに、地域の住民や自治体からのニーズも踏まえ、貴重なオープンスペースである河川敷地の多様な利用が適正に行われるようにする。環境学習を推進する場等の観点を含めて利用を推進する。以上を河川敷利用の基本理念とする。

### 3-2 河川敷利用の基本方針

- 琵琶湖河川事務所が所管する各河川における河川敷利用の基本方針は、基本理念を踏まえて以下のとおり定める。
- (1) 自然環境の保全・修復と治水、利水を踏まえたに資するものとする。
  - (1) 自然環境の保全・修復を踏まえたもの、また、治水・河川管理及び適正な利水・利用を踏まえたに資するものとする。
  - (2) 誰もが河川と容易にふれあえるものとする。
  - (3) 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。
  - (4) 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の自然環境への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。
  - (5) 利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。
  - (6) 数多くの人々に利用され、また住民や自治体等から存続及び新設の強い要望があり、かつ、適正な維持管理によって現状の自然環境の保全に配慮しつつ、防災機能としての役割があるものとする。

上記の基本理念及び基本方針を踏まえた望ましい利用形態の例としては、以下のものが考えられる。

- (1) 自然環境の保全・修復に向けた利用
- (2) 水環境学習を推進するための利用
- (3) 治水・利水のあり方を理解するための利用
- (4) 自然散策等健康増進のための親水空間としての利用
- (5) 流域の景観（生態的景観を含む）と歴史・文化を損なわない利用
- (6) 防災機能としての役割を有する利用

### 3-3 河川敷占用許可審査の基本的な考え方

河川敷占用許可審査の基本的な考え方については、以下のとおりである。

- |  |
|--|
| (1) 河川敷占用許可に係る審査の基本は、河川敷利用の基本理念（以下「基本理念」という。）と河川敷利用の基本方針（以下「基本方針」という。）に基づくこととする。 |
| (2) 基本理念・基本方針は、琵琶湖河川事務所が所管する全河川に適用する。  |
| (3) 基本理念・基本方針に合致しない既存施設は廃止・縮小する。   |

（説明）

- ①河川敷利用の可否はあり方にについて、基本理念と基本方針を基に審査・判断を行う意見の提案及び助言を行う。
- ②既存維持施設は、住民等から存続の要望があることを考慮し、基本理念・基本方針に合致しない場合においても、当面は自然環境への影響が軽微な利用に限ってこれを認めるが、利用方法の改善や施設の縮小・廃止を目指すものとする。

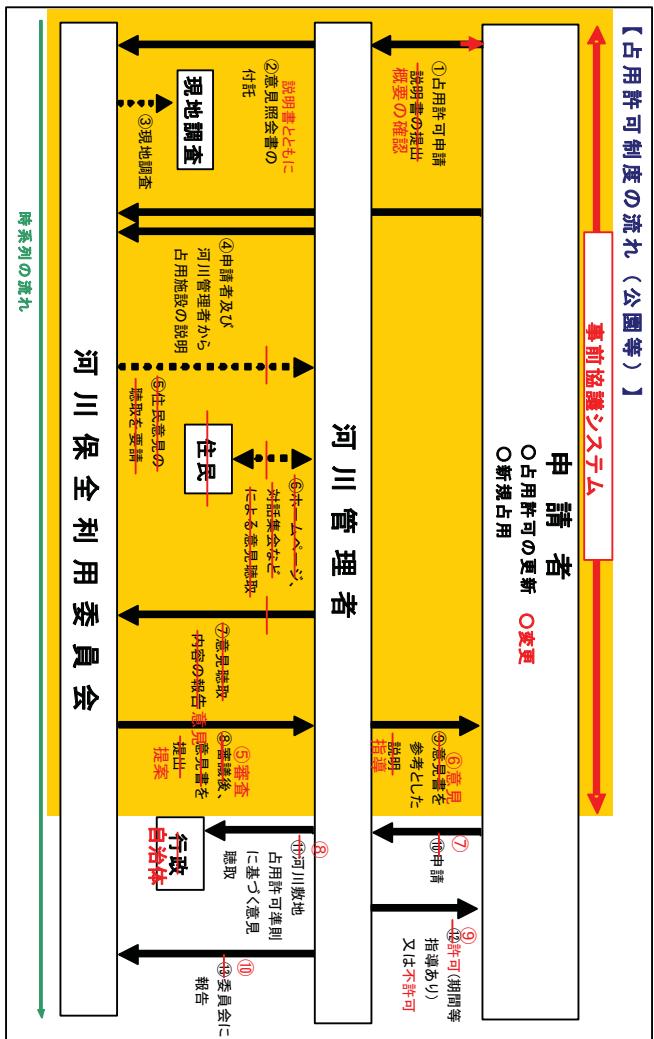
3-4 2の4倍

委員会における審査が終了した占用施設については、委員会から提出された意見書とその審査過程を参考として「各占用区域ごとの現状と今後の望ましい利用形態」を定め、「9-2 参考資料 参考資料4」に随時追加していくこととする。

#### 4. 河川敷占用許可制度

#### 4-1 河川敷占用許可制度の流れ

琵琶湖河川事務所における占用許可制度の流れを以下の図に示す。



占用許可制度の流れに示す①から⑩までの各手続を以下に説明する。

- ①申請者は「占用許可申請説明書」（以下「説明書」という。）の作成を行う。  
・申請者は、基本理念と基本方針に基づいた河川敷利用となるよう検討した上で、審査表（原本）の審査細目に従って「説明書」を作成して河川管理者へ提出する。

- ②河川管理者は、意見照会書に占用許可申請説明書（以下「説明書」という。）及び「審査結果一覧表」（以下「一覧表」という。）を添付して、委員会へ付託する。

  - ・説明書に記載する内容は、審査表（原本）の審査区分の観点から次の基本的事項と

## 区分A [基本理念と基本方針等の検証]

- ・基本方針の各項目に対する満足状況
  - ・前回意見を踏まえた河川管理者からの指導に対する取組状況

- ・占用に係る事業計画の概要、占用の必要性、経緯
- ・現許可内容からの変更計画

#### 区分C【占用施設の利用計画と利用者等からの検証】

- ・施設配置計画
- ・施設の維持修繕計画、管理体制
- ・施設利用方法
- ・施設利用状況

#### 区分D【環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証】

- ・環境、景観への影響に対する配慮
  - ・河川管理者は、申請者が提出した「説明書」に記載された利用形態が基本理念・基本方針に合致した形態か否か、また「説明書」に不備がないか形式審査を行う。  
その後、基本方針審査表（原本）を基に申請案件に応じた審査表（案）を作成し、審査表（案）のうち河川管理者が審査を行う項目について審査を行い、「一覧表+（6-2のとおり）」を作成する。

③委員会は、必要に応じて現地調査を行い施設状況を確認する。

④委員会は、申請者及び河川管理者から占用施設の説明を受ける。

- ・委員会は現地調査において、申請者及び河川管理者から占用施設の説明を受ける。
  - ・河川管理者から審査を持たれた委員会は、申請内容が基本理念と基本方針に合致するか否かを確認し、合致すると判断した場合は審査を開始する。
  - ・委員会は委員会1回目（第1回審査）において、申請された案件の概要説明書及び一覧表の説明を河川管理者から受ける。
  - ・委員会は委員会2回目（第2回審査）において、河川管理者が審査を行った項目以外の審査を行う。なお、申請者からの追加説明を受ける必要があると判断した場合は、委員会3回目（第3回審査）において適宜説明を受ける。
  - ・委員会は、申請案件を審査するため、河川管理者が作成した審査表（案）に問題がないか否か審査表（案）を承認して、審査表に基づき審査を行う。なお、審査表（案）に問題がある場合は、委員会は審査項目・審査細目の追加等を行うことができる。

⑤委員会は、必要に応じて、住民意見の聴取を河川管理者へ要請する。

⑥河川管理者は、委員会からの要請を受けて、ホームページや対話集会などによる意見聴取を実施する。

⑦河川管理者は、実施した意見聴取の意見内容を委員会へ報告する。

⑧⑨委員会は、審査を行い、その見解をまとめて意見書を作成し、河川管理者へ提出する意見を提案する。（意見は、後日、委員会ニュースにて公表する。）

⑩⑪河川管理者は、意見書などを参考として河川管理者として判断し申請者に説明環境保全・再生の観点の指導を行う。

㊭⑦ 申請者は④⑥の説明指導を踏まえて、河川法に基づく申請を河川管理者へ行う。

㊮⑧ 河川管理者は、河川敷地占用許可準則に基づき、申請案件が存する自治体へ意見聴取を行う。

㊯⑨ 河川管理者は、意見書を尊重しても受け止めたうえで審査し、河川法に基づく許可又は不許可を行う。

㊱⑩ 河川管理者は、河川保全利用委員会に対して㊯⑨の結果を報告する。

#### 4-2 事前協議システムにおける審査の留意点

- (1) 河川管理者及び委員会は、一覧審査表を用いて審査を実施する。
- (2) 一覧審査表を基に、審査を行う項目を示したものであり、各委員はそれぞれの専門分野の観点から意見を述べる。本手引き—4「審査表の作成と運用」に従って申請案件ごとに作成する。
- (3) 河川管理者及び委員会は、審査項目・審査細目とその説明欄の記載に基づき審査・判断を行う。委員会から追加の説明要請があった場合には、河川管理者は、必要に応じて申請者に確認した後、書面にて適宜説明を行う。
- (4) 審査項目・審査細目・審査結果は、意見書作成に活用する。占用施設の変更について

①公園等占用施設の変更について、琵琶湖河川事務所が申請者から事前協議を受けた場合、原則として「占用施設の新設及び更新の許可」と同様、委員会の意見を聞くこととする。

②前記の規定にもかかわらず、下記のいずれかの場合はあらかじめ委員会の委員長及び副委員長の同意を得て、委員会に付託せず、河川管理者が占用を許可することができる。

- (ア) 占用施設の改築を伴わない軽易な変更（復元が可能）
  - (イ) 委員会からの意見、要望等に基づいた変更
  - (ウ) 基本理念、基本方針及び審査表（原本）の審査項目等に合致した変更
- ③前記の規定により委員会に付託しなかった場合は、河川管理者が公園等占用施設の変更について占用を許可した後に、委員会に報告するものとする。

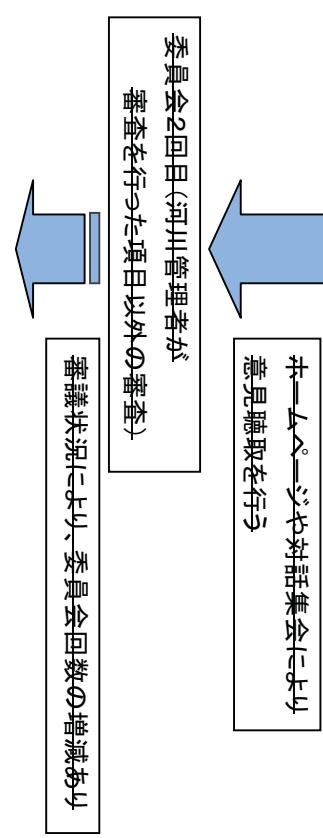
#### 4-3 事前協議システムにおける委員会審査の流れ

事前協議システムでの委員会審査の流れを示す。

- ・河川管理者から申請者へ「占用許可申請説明書」の作成を依頼する。
- ・申請者は「占用許可申請説明書」を作成し、河川管理者へ提出する。
- ・河川管理者は、本手引きに基づき審査項目の一部を審査し、「審査結果＝覧表」を作成する。
- ・河川管理者は、河川保全利用委員会へ意見照会書に「占用許可申請説明書」「審査結果＝覧表」を添付して付託する。



委員会1回目（現地調査・河川管理者から概要及び審査結果＝覧表の説明）  
※この委員会で時間があれば、河川管理者が審査を行った項目以外の審査を行う。



※標準モデルとして委員会は3回とするが、審議状況により委員会回数は増減する。

※申請者は委員会を傍聴し、委員会から審査表の審査項目に係る説明要請があった場合には、書面にて河川管理者を通じて回答する。

## 5. 審査の準備

### 5-1 審査に必要な書類

委員会審査のために準備する標準的な書類を以下の表に示す。

#### 委員会審査に必要な書類

書類の区分	書類の名称
申請者が準備する書類	占用許可申請説明書

事務局が準備する書類	審査結果一覧表 審査表(案) 申請箇所の現況図(平面図ヒ施設写真) 対話集会による意見 河川法関連の情報 その他必要と思われる書類
審査の判断の基となる書類	基本理念と基本方針 河川敷占用許可申請・審査の手引き 審査表 過去の審査結果 過去の意見書

## 5-2 委員会1回目（第1回審査）現地調査の準備内容

第1回審査では、委員会は必要に応じて現地調査を行い、申請者及び河川管理者から申請案件の概要と「監査表」占用施設の説明を受ける。概要説明は、以下に示す項目を参考に行う。

### 《第1回審査現地調査での概要説明項目の例》

- (1) 審査対象施設の概要
- (2) 占用許可の経緯（継続施設の場合）
- (3) 施設の利用状況（施設全体の利用者数と個別施設の利用者数）
- (4) 申請者から河川管理者が報告を受けている内容
- (5) 地元や利用者等から寄せられた要望事項
- (6) 施設に関する苦情、迷惑・危険行為の発生状況
- (7) 申請者への許可に際して行っている指導事項

## 5-3 委員会2回目（第2回審査）の準備内容

第2回審査では、第1回審査で委員会から質問があつた事項等に対する説明を河川管理者より行い、河川管理者が審査を行つた項目以外の審査を行う。

### 《第2回審査での説明項目の例》

- (1) 第1回審査で委員会から質問があつた事項
- (2) 現地調査において委員会から質問があつた事項
- (3) その他必要と思われる事項

なお、第2回審査において委員会から出された質問事項については、委員会3回目（第3回審査）にて説明を行い、意見書（案）審議は委員会4回目にて行うこととなる。

## 5-4 審査表の作成と運用

(1) 審査表原本の作成

事務局は、今までの委員会審査で使用した審査表の活用結果を集大成したものと

七で審査表原本を作成し、本手引きに収録するものとする。

#### (2) 審査表の作成

河川管理者は、審査対象案件に応じて審査表原本から審査に必要と思われる審査項目・審査細目を取捨選択して審査表(案)を作成する。また必要に応じて審査項目・審査細目の新規追加等を委員会へ提案することができる。

委員会は、河川管理者から提出された審査表(案)について、内容を検討し、開題がなければ審査対象案件用の審査表として承認して審査に活用する。なお、河川管理者から提出された審査表(案)に問題がある場合は、委員会は審査表(案)に審査項目・審査細目の追加等を行うことができる。

#### (3) 審査表の活用と審査表原本の整理

委員会にて承認を受けた審査表に、審査表原本に記載された審査項目・審査細目以外の審査項目・審査細目がある場合は、審査対象案件の審査終了後に、審査表原本へ追加整理等を行い、常に最新の審査表原本を本手引きに収録するものとする。

## 6. 審査表の構成等について

### 6-1 審査表の構成(原本)

委員会で使用する審査表(原本)は、以下に示す審査区分、審査項目、審査細目の構成ヒテする。なおし、審査細目には審査内容の説明を記載することとする。(7-1のヒテ)

なお、審査表(原本)は2018年度までの委員会の中で審査の観点として取りまとめられたものである。2019年度(2019~20△△年度の試行を含む)からは委員会で意見を述べる際の参考として取り扱い、審査表(原本)に沿った審査は行わないものとする。

審査表の構成

審査区分	審査項目(1)	審査細目(1-1)	審査細目(1-1)の説明
	審査細目(1-2)	審査細目(1-2)の説明	
	審査細目(1-3)	審査細目(1-3)の説明	
審査項目(2)	審査細目(2-1)	審査細目(2-1)の説明	
	審査細目(2-2)	審査細目(2-2)の説明	
	審査細目(2-3)	審査細目(2-3)の説明	
	.....	.....	.....

(1) 審査区分と審査項目

① 審査区分

審査表の審査区分は、右の4つの区分から構成する。

- A. 基本理念と基本方針等の検証
- B. 占用施設の計画と設置理由の検証
- C. 占用施設の利用計画と利用者等からの検証
- D. 環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証

審査区分	審査項目
A 基本理念と基 本方針等の検証	A1 基本理念 A2 基本方針 A3 意見書
B 占用施設の計画 と設置理由の検 証	B1 必要性 B2 代替性 B3 安全性 B4 公共性
C 占用施設利用計 画と利用者等 からの検証	C1 占用施設利用計 画 C2 利用者 C3 利用形態 C4 住民意見の反映
D 環境・治水・利 水を考慮した占用 施設の検証	D1 環境 D2 治水 D3 利水 D4 景観・文化

の計15項目を設定している。

審査項目は、審査対象案件により必要に応じて新審査項目の追加や分離を行う。なお、現在の審査区分と審査項目の関係を右上表にて示す。

(2) 審査細目

審査細目は、審査内容を明確にして効率的に審査を進めるために、審査項目を細分化して設定し、審査内容について説明欄に具体的に記載する。

審査細目は、審査項目の審査内容について、より詳細な設定を行うため、審査細目数は審査項目により異なる。

例えば、「A1 基本理念」では「A11 基本理念」の1項目であるが、「B1 必要性」では「B11 必要理由」「B12 適正面積」の2項目となる。

なお、審査細目は必要に応じて追加や削除を行なうことができるものとする。

審査区分	審査項目	審査細目	説明
A 基本理念と基本 方針等の検証	A1 基本理念 A2 基本方針 A3 意見書	A11 基本理念 A21 基本方針 A31 繼続申請時の改善 意見書で指摘された事項について、改善を行ったか。(改善のための計画を策定したか。)	基本理念の内容を満足しているか。 基本方針の内容を満足しているか。 意見書で指摘された事項について、改善を行ったか。(改善のための計画を策定したか。)
B 占用施設の計画 と設置理由の検 証	B1 必要性 B2 必要理由 B3 設置理由の検 証	B11 必要性 B21 必要理由 B31 設置理由の検 証	この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ妥当か

	B42-適正面積	占用面積は必要最小限にしているか。 ○その算定に妥当性を示したか。
B2-代替性	B21-代替可能性	堤内地で代替できない施設であるか。
	B22-代替地調査	堤内地で代替可能な施設の場合、代替地を調査したか。
	B23-代替地選定	代替地調査の結果、適した代替地が あつた場合用地取得を試みたか。
.....	.....	.....

## 6-2 審査結果一覧表

20〇〇年度（2019～20△△年度の試行を含む）からは以下に示す一覧表を用いる。

基本方針	河川管理者の判断
(1) 自然環境の保全・修復と治水、利水に資するものとする。	
(1') 自然環境の保全・修復を踏まえたもの、また、治水・河川管理及び適正な利水・利用に資するものとする。	
(2) 誰もが河川と容易にふれあえるものとする。	
(3) 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。	
(4) 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の自然環境への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。	
(5) 利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。	
(6) 数多くの人々に利用され、また住民や自治体等から存続及び新設の強い要望があり、かつ、適正な維持管理によって現状の自然環境の保全に配慮しつつ、防災機能としての役割があるものとする。	

## 7. 申請内容の審査事例

### 7-1 審査事例集の整理

審査事例は、委員会で審査した審査結果を審査表の審査細目ごとに、以下の『審査事例の記入フォーム』に記載して作成する。  
作成した審査事例は、審査事例集として審査資料2に収録するものとする。

#### 『審査事例の記入フォーム』…審査項目毎に事例を整理

審査項目	B01(審査項目名)	B02(審査細目名)
(1)審査で判断する内容		(3)審査で使用する資料名
■審査の際に判断する内容は、審査細目の説明欄の内容を記載する。		■申請者の説明資料名
■審査細目の内容として判断すべき事項を記述する。		■事務局が準備する資料名
		■その他必要な資料
(2)判断のポイント		
■現地調査で確認するなど、具体的に確認する内容を記載する。		
■審査ポイント、審査の視点など判断の参考となる内容を記述する。		
(4)審査での判断例		
■今までの委員会審査結果での審査項目のまとめ結果を記載する。判断に至った現地の写真、判断資料の具体内容は(5)参考となる写真等に記載する。		
■審査事例は、【事例〇】と審査名称を簡略して記載する。		
[事例1] 野洲川小浜河川公園（守山市）		
[事例2] 野洲川改修記念公園（守山市）		平成17.18年度
[事例3] 野洲川改修記念公園（守山市）		
[事例4] グライダー操縦訓練場予定地		平成18.19年度
[事例5] 野洲川立入河川公園（守山市）		
[事例6] 野洲川河川公園（栗東市）		平成19年度
[事例7] 野洲川河川公園（栗東市）		
[事例8] 野洲川河川公園（守山市）		平成20年度
[事例9] 野洲川河川公園（守山市）		
[事例10] 野洲川改修記念公園（守山市）		
[事例11] 野洲川ふれあい広場（野洲市・守山市）		平成21年度
[事例12] 野洲川小浜河川公園（守山市）		平成22年度
[事例13] 野洲川河川公園（守山市）		
[事例14] 野洲川立入河川公園（守山市）		
[事例15] 野洲川河川公園（野洲市）		
[事例16] 野洲川運動公園（栗東市）		平成23年度

【事例17】野洲川改修記念公園（守山市） 平成25年度

【事例18】野洲川ふれあい広場（野洲市・守山市）

平成26年度

【事例19】（仮称）野洲川中洲地区河川公園（守山市）

平成27年度

【事例20】野洲川川田河川公園（守山市）

【事例21】野洲川立入河川公園（野洲市）

平成29年度

【事例23】野洲川運動公園（栗東市）

（5）参考となる写真等

★写真など判断の参考となる資料を添付する。

## 7-2 審査事例集の使用上の注意事項

審査事例集を使用する際の注意すべき事項を以下に示す。

### 《使用にあたっての注意事項》

この審査事例集は、平成29年4月現在において委員会審査を終了した

【事例1】野洲川小浜河川公園（守山市）

平成17-18年度

【事例2】野洲川川田河川公園（守山市）

平成18-19年度

【事例3】野洲川改修記念公園（守山市）

平成19-20年度

【事例4】グライダー操縦訓練場予定地

平成19-20年度

【事例5】野洲川立入河川公園（守山市）

平成20年度

【事例6】野洲川河川公園（野洲市）

平成21年度

【事例7】野洲川運動公園（栗東市）

平成22年度

【事例8】野洲川小浜河川公園（守山市）

平成23年度

【事例9】野洲川川田河川公園（守山市）

平成24年度

【事例10】野洲川改修記念公園（守山市）

平成25年度

【事例11】野洲川ふれあい広場（野洲市・守山市）

平成26年度

【事例12】野洲川川田河川公園（守山市）

平成27年度

【事例13】野洲川立入河川公園（守山市）

平成27年度

【事例14】野洲川立入河川公園（守山市）

平成27年度

【事例15】野洲川河川公園（野洲市）

平成27年度

【事例16】野洲川運動公園（栗東市）

平成27年度

【事例17】野洲川改修記念公園（守山市）

平成27年度

【事例18】野洲川ふれあい広場（野洲市・守山市）

平成27年度

【事例19】（仮称）野洲川中洲地区河川公園（守山市）

平成27年度

【事例20】野洲川川田河川公園（守山市）

平成27年度

【事例21】野洲川立入河川公園（守山市）

平成27年度

【事例22】野洲川河川公園（野洲市）

平成27年度

【事例23】野洲川運動公園（栗東市）

平成27年度

【事例24】野洲川ふれあい広場（野洲市・守山市） 平成29年度

—における審査項目・審査細目の委員コメントを集約して記載したものである。  
—記載内容には、審査項目・審査細目が十分に確定していない状態で審査コメントを集約したもののが含まれている。—審査資料も十分でない状態で結論を出すため集約したものもある。

—このため、この審査事例を他の占用施設の審査に適用する際は、現地状況の比較を行  
い、状況にあった判断をする必要がある。

—また、審査事例についても、今後の審査結果を反映して内容の充実を図る必要がある。  
—なお、審査事例集中における審査細目名及び審査細目の説明は、審査対象案件を審議  
する中で修正及び行われた事項を反映させていくことから、各案件審査時における審査表  
の審査細目及び審査細目の説明と必ずしも一致しない。したがって、各審査対象案件に  
おいて活用された審査表(参考資料2に収録)にて、どのような審査細目及び審査細目の  
説明に基づく審査がなされたのかを確認されたい。(—致しない場合には、(4)審査での  
判断例において「〇〇の項目にて審査」と記載している)

## 8. 審査結果の集約と提出

### 8-1 委員会審査結果の集約

委員会委員は、審査が終了した時点で、審査結果を審査表に審査コメントとして記載して提出する。

委員会は、提出された審査コメントを集約して、審査結果を調整作業会において取りまとめる。

### 8-2 意見書による審査結果の回答

委員会は、審査対象案件の審査結果を基に、判断理由と占用許可の是非、占用に関する要望事項、条件・付帯事項などを調整作業会にて審議する。

意見書は、審議結果を基に、意見書フォーム例を参考に以下の順で作成する。

1. 委員会としての結論
2. 委員会としての意見・要望
3. 検討の経緯

作成した意見書は、委員会で承認を得た後、委員会委員長名で河川管理者（琵琶湖河川事務所長）へ提出する。

### 『意見書のフォーム例』…更新審査の例

- |  |
|--|
| 1. 委員会としての結論   |
| …対象施設の占用許可の更新については、下記の条件及び要望事項を付した上で、適当であると判断します。  |
| 2. 委員会としての意見・要望  |
| …対象施設は、…(現状利用の状況、地域の状況等を記載)…しかしながら、…(審査項目からみた問題点、コメントなどを記載)…よって、当委員会は、下記の事項を条件及び要望として、本施設の占用許可期間更新が適当であると判断する。 |
| 【占用許可期限の更新についての条件】   |
| ①…(守って欲しい事項、禁止する事項、変更して欲しい事項などを箇条書きで記載)  |
| ②…   |
| 【占用許可期限の更新についての要望事項】   |
| ①…(配慮して欲しい事項、工夫をお願いする事項などを箇条書きで記載)   |
| ②…   |
| 3. 検討の経緯   |
| 平成〇〇年の〇〇月〇〇日 意見照会書の受理  |
| 平成〇〇年の〇〇月〇〇日 河川管理者から概要説明   |
| 平成〇〇年の〇〇月〇〇日 現地調査  |
| 平成〇〇年の〇〇月〇〇日 申請者から申請内容についての説明  |
| 平成〇〇年の〇〇月〇〇日 委員による意見交換   |
| 平成〇〇年の〇〇月〇〇日 委員による意見書(案)の審議  |

## 9.7. 審査資料と参考資料

以下の参考資料を別紙のとおり添付する。

### 9-1. 審査資料

- 審査資料1 審査表原本  
審査資料2 委員会審査事例集

### 9-2. 参考資料

#### 7-1 審査表（原本）

#### 参考資料1-7-2 審査対象施設位置図

#### 参考資料2 委員会審査表

- (1)野洲川小浜河川公園、野洲川改修記念公園、野洲川川田河川公園用審査表【事例1～3】  
(2)グライダー操縦訓練場用審査表【事例4】  
(3)野洲川立入河川公園、野洲川河川公園、野洲川運動公園用審査表【事例5～7】  
(4)野洲川小浜河川公園、野洲川改修記念公園、野洲川川田河川公園用審査表【事例8～10】  
(5)野洲川ふれあい広場用審査表【事例11】

#### 参考資料7-3 意見書

- 【事例1】野洲川小浜河川公園意見書 H19.1.18  
【事例2】野洲川川田河川公園意見書 H19.1.18  
【事例3】野洲川改修記念公園意見書 H19.1.18  
【事例4】グライダー操縦訓練場意見書 H19.12.27  
【事例5】野洲川立入河川公園意見書 H20.3.19  
【事例6】野洲川河川公園意見書 H20.3.19  
【事例7】野洲川運動公園意見書 H20.3.19  
【事例8】野洲川小浜河川公園意見書 H21.3.31  
【事例9】野洲川川田河川公園意見書 H21.10.23  
【事例10】野洲川改修記念公園意見書 H22.10.12  
【事例11】野洲川立入河川公園意見書 H24.3.15  
【事例12】野洲川小浜河川公園意見書 H24.3.15  
【事例13】野洲川川田河川公園意見書 H24.3.15  
【事例14】野洲川立入河川公園意見書 H24.3.15  
【事例15】野洲川河川公園意見書 H24.3.15  
【事例16】野洲川運動公園意見書 H24.3.15  
【事例17】野洲川改修記念公園意見書 H26.9.1  
【事例18】野洲川ふれあい広場意見書 H26.9.1  
【事例19】(仮称)野洲川中洲地区河川公園意見書 H26.11.26  
【事例20】野洲川川田河川公園意見書 H27.2.5  
【事例21】野洲川立入河川公園意見書 H28.2.10  
【事例22】野洲川河川公園意見書 H28.2.10

【事例23】野洲川運動公園意見書 H28.2.10

【事例24】野洲川ふれあい広場意見書 H29.12.21

【事例25】野洲川田河川公園意見書 H30.12.27

【事例26】野洲川改修記念公園意見書 H31.3.○

#### 参考資料4 各占用区域の現状と今後の望ましい利用形態

- (1)野洲川小浜河川公園【事例1】
- (2)野洲川田河川公園【事例2】
- (3)野洲川改修記念公園【事例3】
- (4)野洲川立入河川公園【事例5】
- (5)野洲川河川公園【事例6】
- (6)野洲川運動公園【事例7】
- (7)野洲川小浜河川公園【事例8】
- (8)野洲川田河川公園【事例9】
- (9)野洲川改修記念公園【事例10】

#### 参考資料5 審査対象施設の概要(平面図と施設写真)

- (1)野洲川小浜河川公園概要(平面図と施設写真)
- (2)野洲川改修記念公園概要書(平面図と施設写真)
- (3)野洲川田河川公園概要書(平面図と施設写真)
- (4)グライダー操縦訓練場概要書(平面図と施設写真)
- (5)野洲川立入河川公園概要書(平面図と施設写真)
- (6)野洲川河川公園概要書(平面図と施設写真)
- (7)野洲川運動公園概要書(平面図と施設写真)
- (8)野洲川ふれあい広場概要書(平面図と施設写真)
- (9)(仮称)野洲川中洲地区河川公園(平面図)

#### 参考資料6 委員会への意見照会書

- (1)野洲川小浜河川公園、野洲川田河川公園、野洲川改修記念公園 H18.1.16 【事例1～3】
- (2)グライダーオペレーション訓練場 H18.12.5 【事例4】
- (3)野洲川立入河川公園、野洲川河川公園、野洲川運動公園 H19.12.4 【事例5～7】
- (4)野洲川小浜河川公園、野洲川改修記念公園、野洲川田河川公園 H20.12.4 【事例8～10】
- (5)野洲川ふれあい広場 H21.6.2 【事例11】
- (6)野洲川立入河川公園、野洲川河川公園 H22.6.1 【事例12～13】
- (7)野洲川立入河川公園、野洲川河川公園、野洲川運動公園 H23.6.29 【事例14～16】
- (8)野洲川改修記念公園 H25.9.4 【事例17】
- (9)野洲川ふれあい広場、(仮称)野洲川中洲地区河川公園、野洲川田河川公園  
H26.7.22【事例18～20】
- (10)野洲川立入河川公園、野洲川運動公園、野洲川河川公園 H27.10.14 【事例21～23】
- (11)野洲川ふれあい広場 H29.9.12【事例24】

参考資料7 占用施設の変更に係る河川保全利用委員会の審査について(H25.12.18)

以上

[溶け込み版]

## 河川敷占用許可申請・審査の手引き（案）

20〇〇年〇月

国 土 交 通 省 茶 罐 湖 河 川 事 務 所  
河 川 保 全 利 用 委 員 会 (茶 罐 湖 河 川 事 務 所)

# 目次

# 次

1.	目的	1
2.	適用範囲	1
3.	河川敷の保全と利用の基本的な考え方	1
3-1	河川敷利用の基本理念	1
3-2	河川敷利用の基本方針	2
3-3	河川敷占用許可審査の基本的な考え方	2
4.	河川敷占用許可制度	2
4-1	河川敷占用許可制度の流れ	2
4-2	事前協議システムにおける審査の留意点	4
5.	審査の準備	4
5-1	審査に必要な書類	4
5-2	現地調査の準備内容	5
6.	審査表等について	5
6-1	審査表（原本）	5
6-2	審査結果一覧表	5
7.	参考資料	6
7-1	審査表（原本）	6
7-2	審査対象施設位置図	6
7-3	意見	6

## 1. 目的

本手引きは、河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）（以下「委員会」という。）における申請・審査の参考とすべく、審査の流れと審査基準としてのポイントやこれまで審査が行われた案件の審査事例を取りまとめたものである。本手引きを利用することにより、申請者にとっては占用許可申請説明書作成の参考となり、河川管理者及び委員会にとっては審査が同一の観点で実施されることが期待される。

## 2. 適用範囲

琵琶湖河川事務所が所管する全河川に適用する。

## 3. 河川敷の保全と利用の基本的な考え方

河川敷は、その活用によるまちづくりの推進などの社会的要請に応え、公園等の施設整備が進められてきた。この結果、河川敷の一部が地域に密着した河川公園として整備され、住民に利用されている。自治体や住民からは、身近な自然空間である河川敷を公園として利用したいとの強い要望がある。これらの河川敷は、地域防災計画の広域避難場所として位置付けられている箇所もある。

一方、これら公園等の人工的に整備された施設は、本来の川の姿を特徴付ける環境を失わせている現状もあるため、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。河川は公共空間であるとともに、生物にとっても貴重な環境となっており、多様な生物と共に存しながら、誰もが自由に楽しめ、憩える場として、健全で秩序ある河川敷の利用が望まれる。そのため、以下のように河川敷利用における基本理念と、その基本理念を基礎としてより具体化・汎用化した河川敷利用の basic 理念を定めている。

なお、この基本理念及び基本方針は、新規要望施設と既存継続施設を区分することなく適用することを原則とする。

### 3-1 河川敷利用の基本理念

#### (案-1)

川は、生物が生息・生育する場として地域が有する貴重な自然環境であり、そのような環境にも育まれた地域固有の風土・文化が形成されてきている。こうした認識の下で、将来に地域の貴重な財産を保全・継承していくために「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を尊重することを河川敷利用の基本理念とする。

#### (案-2)

川は、生物が生息・生育する場として地域が有する貴重な自然環境であり、人々が利用する場であり、地域固有の風土・文化を形成してきた場である。それを将来にわたつて保全していくためには、住民や自治体が、地域の特性や実情に応じた手法で、川を守るという人と川とのつながりを構築していくことが求められる。そのために「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とするとともに、地域の住民や自治体からのニーズも踏まえ、貴重なオープンスペースである河川敷

地の多様な利用が適正に行われるようとする。環境学習を推進する場等の観点を含めて利用を推進する。以上を河川敷利用の basic concept とする。

### 3-2 河川敷利用の基本方針

琵琶湖河川事務所が所管する各河川における河川敷利用の基本方針は、基本理念を踏まえて以下のとおり定める。

- (1) 自然環境の保全・修復と治水、利水に資するものとする。  
・自然環境の保全・修復を踏まえたもの、また、治水・河川管理及び適正な利水利用に資するものとする。
- (2) 誰もが河川と容易にふれあえるものとする。
- (3) 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。
- (4) 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の自然環境への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。
- (5) 利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。
- (6) 数多くの人々に利用され、また住民や自治体等から存続及び新設の強い要望があり、かつ、適正な維持管理によって現状の自然環境の保全に配慮しつつ、防災機能としての役割があるものとする。

上記の基本理念及び基本方針を踏まえた望ましい利用形態の例としては、以下のものが考えられる。

- (1) 自然環境の保全・修復に向けた利用
- (2) 水環境学習を推進するための利用
- (3) 治水・利水のあり方を理解するための利用
- (4) 自然散策等健康増進のための親水空間としての利用
- (5) 流域の景観（生態的景観を含む）と歴史・文化を損なわない利用
- (6) 防災機能としての役割を有する利用

### 3-3 河川敷占用許可審査の基本的な考え方

河川敷占用許可審査の基本的な考え方については、以下のとおりである。

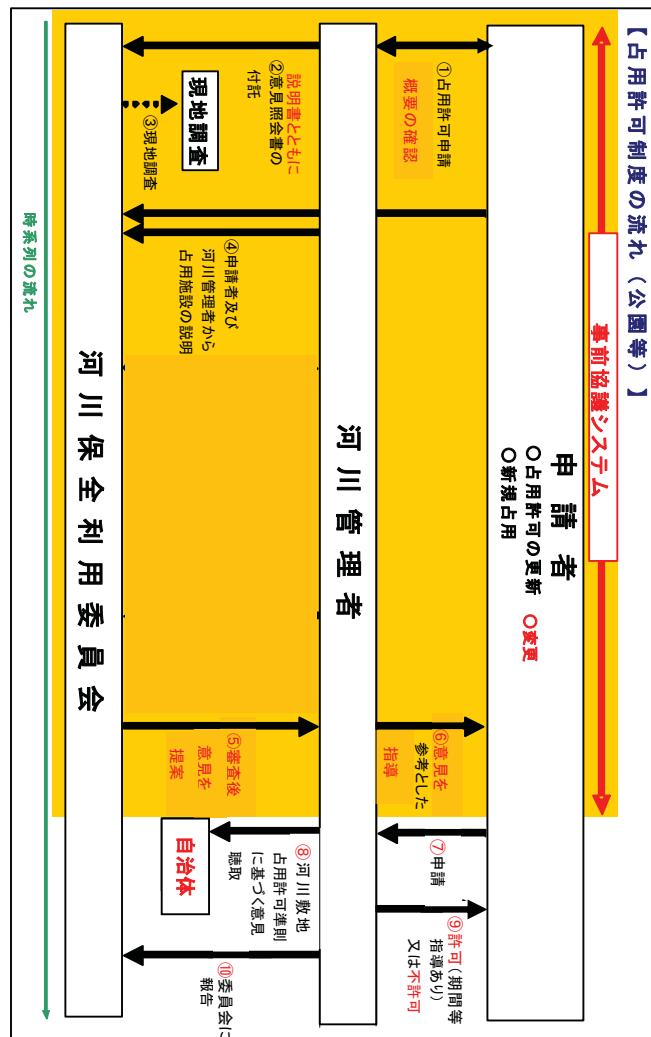
- (1) 河川敷占用許可に係る審査の基本は、河川敷利用の基本理念（以下「基本理念」という。）と河川敷利用の基本方針（以下「基本方針」という。）に基づくこととする。
- (2) 基本理念・基本方針は、琵琶湖河川事務所が所管する全河川に適用する。
- (3) 基本理念・基本方針に合致しない既存施設は廃止・縮小する。

（説明）  
河川敷利用のあり方について、基本理念と基本方針を基に意見の提案及び助言を行う。

## 4. 河川敷占用許可制度

### 4-1 河川敷占用許可制度の流れ

琵琶湖河川事務所における占用許可制度の流れを以下の図に示す。



占用許可制度の流れに示す①から⑩までの各手続を以下に説明する。

①河川管理者と申請者は、占用許可申請の概要について確認する。

- ②河川管理者は、意見照会書に占用許可申請説明書（以下「説明書」という。）及び審査結果一覧表（以下「一覧表」という。）を添付して、委員会へ付託する。
- ・説明書に記載する内容は、審査表（原本）の審査区分の観点から次の基本的事項とする。

#### 区分A【基本理念と基本方針等の検証】

- ・基本理念に対する満足状況
- ・前回意見を踏まえた河川管理者からの指導に対する取組状況

#### 区分B【占用施設の計画と設置理由の検証】

- ・占用に係る事業計画の概要、占用の必要性、経緯
- ・現許可内容からの変更計画

#### 区分C【占用施設の利用計画と利用者等からの検証】

- ・施設配置計画
- ・施設利用方法
- ・施設利用状況

#### 区分D【環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証】

- ・環境、景観への影響に対する配慮
- ・基本方針を基に河川管理者が審査を行い一覧表（6-2のとおり）を作成する。

③委員会は、必要に応じて現地調査を行い施設状況を確認する。

④委員会は、申請者及び河川管理者から占用施設の説明を受ける。

・委員会は現地調査において、申請者及び河川管理者から占用施設の説明を受ける。

・委員会は委員会において、説明書及び一覧表の説明を河川管理者から受ける。

・委員会は追加説明を受ける必要があると判断した場合は適宜説明を受ける。

⑤委員会は、審査を行い、意見を提案する。（意見は、後日、委員会ニュースにて公表する。）

⑥河川管理者は、意見を参考として河川管理者として判断し申請者に環境保全・再生の観点の指導を行う。

⑦申請者は⑥の指導を踏まえて、河川法に基づく申請を河川管理者へ行う。

⑧河川管理者は、河川敷地占用許可準則に基づき、申請案件が存する自治体へ意見聴取を行う。

⑨河川管理者は、意見も受け止めたうえで審査し、河川法に基づく許可又は不許可を行う。

⑩河川管理者は、河川保全利用委員会に対して⑨の結果を報告する。

#### 4-2 事前協議システムにおける審査の留意点

(1) 河川管理者及び委員会は、一覧表を用いて審査を実施する。

(2) 一覧表を基に、各委員はそれぞれの専門分野の観点から意見を述べる。

(3) 委員会から追加の説明要請があった場合には、河川管理者は、必要に応じて申請者に確認した後、書面にて適宜説明を行う。

(4) 占用施設の変更について

①公園等占用施設の変更について、琵琶湖河川事務所が申請者から事前協議を受けた場合、原則として「占用施設の新設及び更新の許可」と同様、委員会の意見を聞くこととする。

②前記の規定にもかかわらず、下記のいずれかの場合はあらかじめ委員会の委員長及び副委員長の同意を得て、委員会に付託せず、河川管理者が占用を許可することができる。

(ア) 占用施設の改築を伴わない軽易な変更（復元が可能）

(イ) 委員会からの意見、要望等に基づいた変更

(ウ) 基本理念、基本方針及び審査表（原本）の審査項目等に合致した変更

③前記の規定により委員会に付託しなかった場合は、河川管理者が公園等占用施設の変更について占用を許可した後に、委員会に報告するものとする。

### 5. 審査の準備

#### 5-1 審査に必要な書類

委員会審査のために準備する標準的な書類を以下の表に示す。

委員会審査に必要な書類

書類の区分	書類の名称
申請者が準備する書類	説明書
事務局が準備する書類	一覧表 申請箇所の現況図(平面図と施設写真) 対話集会による意見 河川法関連の情報
審査の判断の基となる書類	河川敷占用許可申請・審査の手引き その他必要と思われる書類

## 5-2 現地調査の準備内容

委員会は必要に応じて現地調査を行い、申請者及び河川管理者から占用施設の説明を受ける。説明は、以下に示す項目を参考に行う。

### 《現地調査での説明の例》

- (1) 審査対象施設の概要
- (2) 占用許可の経緯(継続施設の場合)
- (3) 施設の利用状況(施設全体の利用者数と個別施設の利用者数)
- (4) 申請者から河川管理者が報告を受けている内容
- (5) 地元や利用者等から寄せられた要望事項
- (6) 施設に関する苦情、迷惑・危険行為の発生状況
- (7) 申請者への許可に際して行っている指導事項

## 6. 審査表等について

### 6-1 審査表 (原本)

審査表 (原本) は、審査区分、審査項目、審査細目の構成とし、審査細目には審査内容の説明を記載することとする。(7-1のとおり)

なお、審査表 (原本) は2018年度までの委員会の中で審査の觀点として取りまとめられたものである。2000年度(2019~20△△年度の試行を含む)からは委員会で意見を述べる際の参考として取り扱い、審査表 (原本) に沿った審査は行わないものとする。

### 6-2 審査結果一覧表

2000年度(2019~20△△年度の試行を含む)からは以下に示す一覧表を用いる。

基本方針	河川管理者の判断
(1) 自然環境の保全・修復と治水、利水に資するものとする。	
(1') 自然環境の保全・修復を踏まえたもの、また	

、治水・河川管理及び適正な利水・利用に資するものとする。
(2) 誰もが河川と容易にふれあえるものとする。
(3) 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。
(4) 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の自然環境への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。
(5) 利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。
(6) 数多くの人々に利用され、また住民や自治体等から存続及び新設の強い要望があり、かつ、適正な維持管理によって現状の自然環境の保全に配慮しつつ、防災機能としての役割があるものとする。

## 7. 参考資料

以下の参考資料を別紙のとおり添付する。

### 7-1 審査表（原本）

### 7-2 審査対象施設位置図

### 7-3 意見

【事例1】野洲川小浜河川公園意見書	H19.1.18
【事例2】野洲川川田河川公園意見書	H19.1.18
【事例3】野洲川改修記念公園意見書	H19.1.18
【事例4】グライダー操縦訓練場意見書	H19.12.27
【事例5】野洲川立入河川公園意見書	H20.3.19
【事例6】野洲川河川公園意見書	H20.3.19
【事例7】野洲川運動公園意見書	H20.3.19
【事例8】野洲川小浜河川公園意見書	H21.3.31
【事例9】野洲川川田河川公園意見書	H21.3.31
【事例10】野洲川改修記念公園意見書	H21.3.31
【事例11】野洲川ふれあい広場意見書	H21.10.23
【事例12】野洲川小浜河川公園意見書	H22.10.12
【事例13】野洲川川田河川公園意見書	H22.10.12
【事例14】野洲川立入河川公園意見書	H24.3.15
【事例15】野洲川河川公園意見書	H24.3.15
【事例16】野洲川運動公園意見書	H24.3.15

- 【事例17】野洲川改修記念公園意見書 H26.2.5
- 【事例18】野洲川ふれあい広場意見書 H26.9.1
- 【事例19】(仮称)野洲川中洲地区河川公園意見書 H26.11.26
- 【事例20】野洲川川田河川公園意見書 H27.2.5
- 【事例21】野洲川立入河川公園意見書 H28.2.10
- 【事例22】野洲川河川公園意見書 H28.2.10
- 【事例23】野洲川運動公園意見書 H28.2.10
- 【事例24】野洲川ふれあい広場意見書 H29.12.21
- 【事例25】野洲川川田河川公園意見書 H30.12.27
- 【事例26】野洲川改修記念公園意見書 H31.3.○

以上